

【史料紹介】「高谷家由緒書」
(長崎歴史文化博物館蔵、請求番号 13/162-2)

大橋幸泰

〈解題〉

長崎近郊の肥前国彼杵郡浦上村山里は、幕末まで潜伏キリシタンが存在した村としてよく知られている。平野宿・馬込郷・里郷・中野郷・本原郷・家野郷から構成され、『旧高旧領取調帳』(近藤出版社、1979年)によれば、石高は1606石余である。『増補長崎略史』(長崎市、1926年)には、石高1,598石余、戸数666、人口4,918人とある。以下に紹介する史料によると、上記の石高の内、18世紀中期の田畠高は1087石余、家数は658軒となっている。この村の庄屋を代々務めたのが高谷氏である。小稿では、高谷氏の由緒と浦上村山里での出来事を記した「高谷家由緒書」を全文翻刻(この史料自体は明治維新後の写である)し、潜伏キリシタンが存在した村の日常の一端を見てみよう。

この史料に登場する時期は、17世紀初期(慶長期)から18世紀中期(宝暦期)までである。最初に、高谷氏の出自が示される。それは「藤原鎌足公之後胤菊地肥後守武重」であるとされ、その後裔の菊地蒲三郎正重が高谷を最初に名乗った。諸国を放浪した正重は、一時期、大友氏に仕えたが、その後、牢人し、浦上村に流れ着いたという。慶長10年(1605)の検地の際、正重は惣庄屋を命じられ、高谷小右衛門と改名した。徳川家康から朱印状を下付されたが、寛永5年(1628)3月3日の火事により、朱印状や系図などを失ったとされる。

史料ではその後に、幕末までの当主が順番に列記されている。その後に続いて記されてある浦上村山里の概況は宝暦期までの内容であるので、冒頭部分の高谷氏の由緒書は幕末期、この文書をまとめる際に付け加えられたものであろう。

残念ながら、この史料が作成された目的は書かれていない。最後の部分では、延享元年(1744)に当主となった高谷源次右衛門重範が、子孫へ教訓を語るという形式となっていることから、源次右衛門の代のときに作成されたものと推測できる。村落運営上の家訓という性格が強い。

その源次右衛門の教訓は、次の三か条である。第一に役儀を勤めるにあたって私欲をもってはいけない。第二に博奕にかかわってはいけない。第三に先祖伝来の田畠を他人に譲ってはいけない。いずれも、家を継承するにあたって通俗道徳を強調している点で、目新しいものではない。近世の家訓としてはありふれたものである。

しかし、だからといって史料的な価値がないというのではない。それは逆である。潜伏キリシタンが大勢いた村であるからこそ、近世村落ならどこにでもありそうな記事がこの史料に記されていることが重要である。いくつかその事例を拾ってみる。

第一は村の日常である。この村では年貢米の他、白魚・多葉粉・薪・櫟実などを上納している。蔵前・伝馬の入用として米金上納もある。前者は元禄2年(1689)、後者は宝永5年(1708)から始まったとされる。また、村には鹿や猪を威すための「用心鉄炮」が18挺ある。毎年代官所において確認のための証文を作成している。そして、享保6年(1721)には定免を命じられている。享保2年から6年までの5年平均の年貢上納と定めるが、周辺が困窮するようなことになれば検見を願い出るように申し渡されたという。

宗教行事やその施設に関する活動も村民の日常に欠かせない。村民の多くが檀那であった浄土宗聖徳寺や鎮守山王社の神宮寺であった真言宗圓福寺に対し、普請の際に人足を提

供したり、祭礼の費用を負担したりしている。両寺に年に二回、米麦を収めていたこともわかる。創建はそれぞれ、聖徳寺が寛永3年(1626)、圓福寺が同15年(1638)、本文では「寛文」となっているが、寛文15年は存在しないことと、寛永15年が寅年であることから、この年であると推定する)である。この他、宝永3年(1706)には無凡山に金比羅三所権現が勧請されている。

第二は日常生活の中に現れる非日常である。近世期、しばしば幕府から上使・巡見使や徒士目付が派遣されているが、それに関わる出来事がそれである。たとえば、元禄16年(1703)には幕府上使が長崎に下向し、その道筋では多くの費用がかかったという。そして、犬を大切にするよう仰せがあり、もし犬を殺した者がいたならば捕らえるよう指示されている。明らかに生類憐みの令に関する下知である。その際、長崎近郊の幕領村である長崎村・浦上村山里・浦上村渕の三庄屋が拝謁している。他にも、巡見使がやってきたときには、庄屋は井堰普請に関する報告や村明細帳の提出などを行っている。

延享3年(1746)に徒士目付が村を巡見した際には、村民から直訴状が差し出された。結局徒士目付はそれを受け取ったが、それ以上の進展はなかった。この史料には内容は記されていない。同じ年、幕領巡見使がやってきたときには、人夫の負担方法について、渕から山里を相手に訴えがあった。この内容や結果についても不明だが、隣村どうしの確執があったこともうかがえる。享保12年(1727)には、それまで渕山にて採集してきた牛馬の飼草をめぐって争いが起こっている。

非日常的事件として特筆すべきは、シドッチの記事である。宝永5年(1708)にローマ教皇庁のキリストン宣教師シドッチが屋久島に潜入し、即座に捕らえられて長崎に送られた上、江戸へ召喚された事件である。村内には潜伏キリストンが大勢いたが、これにより村内が騒がしくなったなどの雰囲気は感じられない。

第三は庄屋が村民のために活動する姿である。たとえば、享保4年(1719)に天候不順により不作となった際、庄屋高谷小左衛門が村のために拝借米を請願した。このとき、返納不要の御救米ばかりでなく、薄衣の錢も下し置かれている。享保17年(1732)の飢饉では、庄屋は村の夫食米を幕府へ請願し、認められている。

他に、庄屋高谷源次右衛門が祖父高谷小右衛門の代から、家野郷の散使彦左衛門と乙名孫六へ預けておいた田地についての記述がある。もともとこの土地は庄屋の役付の田地であったが、彦左衛門の父安左衛門と孫六の祖父仁左衛門のとき、難儀の様子だったので合力として預けたものだったという。その庄屋の恩に報いるために、一年に二度、庄屋は彼らによって振る舞われていた。村請制のもとでは庄屋が村や村民のためにその職務を行っていくのは当然であるし、この文書はそもそも庄屋高谷氏の事績を記したものであるから、その点、割り引いて考えなければならない。しかし、ここで注目したいのは、この村の庄屋と村民との関係が、近世の村ならどこにでもありそうな間柄であったことである。潜伏キリストンが多数存在したからといって、この村は特別な村ではなかつたといえる。

厳しい禁教政策のもと、キリストンが多数潜伏していた村という特異性から、浦上村山里的村民はキリストンという属性だけが注目されがちである。しかし、彼ら・彼女らはそれだけで生きていたのではない。キリストンの存在しない他の近世村落と同じ秩序が、この村でも貫徹していたことをこの史料から確認したい。

〈史料翻刻〉

高谷家由緒書

相勤ル代々覚

一高谷家之本姓者、藤原鎌足公之後胤菊地肥後守武重之末葉也、菊地蒲三郎正重(本国肥後浪々之後、大友家ニ隨身、其後牢人)、慶長之始頃、浦上村江住ス、其比當村ニ領主無之、自ラ司ニ相成、其後慶長十巳年御検地之節、浦上村惣庄屋被仰付致変名、高谷(今之居屋敷之名也、右由緒故小城を構、道具為持侍一人宛連相勤候)小右衛門と改、屋敷(表口弐丁五反、入三丁八反)御田高拾石弐斗九升拝領、其後被召登難有茂、家康尊君様江拝礼相勤、御朱印頂戴いたし候処、寛永五辰三月三日、居屋敷火事有て、御朱印を始家宝系図焼失也、夫故御朱印者相止ミ、屋敷地者御免地ニ相成、子々孫々迄被下置旨被仰付、御田高茂拝領于今相続、右小右衛門隱居号一徳、其子庄三郎、其後 小右衛門、其跡庄三郎子小右衛門、其跡惣小右衛門(武久)、其跡右小右衛門弟長左衛門、其跡小右衛門子小左衛門(良重)、其跡子孫市(重興)、其跡子源次右衛門 相勤ル、其跡永左衛門、其跡 武興、但源次右衛門幼少之間、叔父十太郎後見代庄屋勤候、其跡 十郎、其跡官十郎、其跡高谷源一郎重富

一浦上村山里・渕、両村共々先年者、此方カ一所之支配地ニ而有之候得とも、中比渕村を分ケ、今之志賀氏先祖支配ニ成

一田畠高相極間地、浦上村一統村山当安被相改、其節先祖高谷古右衛門立合相改候、野帳に今有之請書者御図帳也

本浦上村郷帳之覚

肥前国彼杵郡浦上本村

山里村

一田畠高千八拾七石九斗六升

此畠数百拾弐丁八反四畠弐拾五歩

内

田高拾九石七斗三升毫合四勺

古来カ荒年数場所不知

上七反五畠

内 中三反

下五反

下々九畠廿四歩

又田高拾石弐斗九升 庄屋役高

此畠數七反九畠四歩

内 上田六反三畠拾九歩、但シ此田家野散使乙名江借シ置作ニ依て、年々上作不作共ニ為冥加料、白米六俵宛相納、庄屋方請取ル

屋敷毫反五畠拾五歩、彦左衛門江貸シ置候居宅也、延享元年御図帳御代官所

～御取被成候ニハ、割合書相違有之、尤 差図也
同田高三石式斗 両散使役高
此畝數式反四畝拾九歩
内 上田壱反九畝拾九歩
屋鋪五畝
同田高壱石三斗 山留給分
此畝數壱反
同田高壱石三斗 郷藏床
此畝數壱反
同田高拾五石八斗式合五勺 半毛田
但是ハ古来方之半毛、并享保十三申年方之半毛、惣体水掛り無之、旱損之場所故、田作難成、年々畑作いたず
合五拾四石式斗五合余
右惣田畑高千八拾七石九斗六升之内
田高千式拾壱石八斗四升八合五勺
内右之五拾四石式斗五合六勺引
残田高九百六拾七石六斗四升式合九勺
御取箇附候
此反別九拾式丁式反八畝式拾式歩半
此内拾壱石六斗四升五合
延享元子年起返ル
但
上三拾三丁九反四畝式歩
高四百四拾壱石式斗式升八合七勺
中拾九丁八反四畝式拾七歩
高式百三拾八石壱斗八升八合
下九丁九反五畝六歩半
高百九石四斗七升三合三勺
下々壱丁五反壱畝式拾六歩
高拾三石六斗六升三合八勺
右田高之内
畑式拾七丁式畝式拾壱歩
高百六拾五石八升九合壱勺
右者古来僉儀之上、此畑米納ニ相成、畝高共田方ニ加居候得共、元來畑故田方石盛ニ離居候
上田壱反ニ付 壱石三斗代
中田壱反ニ付 壱石式斗代
下田壱反ニ付 壱石壱斗代
下々田壱反ニ付 九斗代
外ニ新田見取米現米、四拾四石式斗有也、併是者次第二御取箇相違有之へし

一惣畠高六拾六石壱斗壱升壱合五勺
此訛
七石八斗九升七合三勺四才 御船藏并水主鋪引
此畝數上壱丁三反壱畝拾八步余
壱石弐斗 畑散使給分引
此畝數上弐反
壱石壱斗三升八合七勺 古來カタマリ之英荒所引、但年數場所不知
此畝數上壱反八畝弐拾九步余
七斗壱升九合八勺 死罪場
此畝數壱反弐畝上
壱石八斗六升弐合 穢多小屋
此畝數上三反壱畝壱步
合拾弐石八斗壱升七合八勺四才
残畠高五拾三石弐斗九升三合六勺六才
右ニ御取箇附候
此取銀九百六拾六匁八厘
外ニ小物成
一銀壱貫弐百拾九匁五分弐厘
延享元子年カタマリ切畠見取
一同五匁 白魚運上
但此河筋浦上村内山里村渕村両村境川ニ付、山里村渕村格年從先年致支配格、年々運
上銀相納來
一多葉粉運上年々相違有之
上拾匁掛
但壱反ニ付 中八匁掛
下六匁掛
一納薪五千弐百八拾把
但閏月有之年者、四百四拾把增
但毎年拾町方入札被仰付御払ニ成
一野開櫨實三拾斤 年々拾町方ニ御払ニ成
右者庄屋所持、延享三寅年カタマリ定納ニ被仰渡
一米六斗五升弐合七勺弐才 御伝馬宿御入用
但高百石ニ付六升宛
一銀百六拾三匁壱分八厘 御藏前御入用
但高百石ニ付拾五匁宛

↗

一山里村山林凡三拾壱万六千五百步
町ニノ百五丁五反
内
弐拾八万四千步 瀬畠山

但松楠榾木
三千步 網繩山
但松木榾
一八千五百步 荷尾山
但松椎榾木
一壱万弐千歩 河内山
但松椎榾木
一弐千歩 角前山
但松楠榾木
一七千歩 坪坂山
但松木
一山留弐人、内壱人者定山留壱人者百姓ヲ入札ニ而勤ル
一家数六百五拾八軒
内
三百弐拾軒 百姓
四拾四軒 名子
弐百九拾四軒 水飲
一石場運上壱惸ニ付銀八分壱厘宛
但石場石屋共願書候節御願申上ル
一右ニ記書候御藏前入用高掛銀之儀、元祿弐巳年ヲ始り候
一御伝馬之儀、宝永五子年ヲ始候
一山留拾米郷藏勘定、残米ニ而両人ニ式俵相渡ス
一庄屋并散使役高引方者、銘々持高ニ而引候
一畠使給上畠弐反引居候ニ付、銀弐拾目相渡候、尤壱反ニ付拾匁地子銀之積を以
一野開之儀、正徳三巳年御願申上、高谷小左衛門櫨実山仕立候、尤開立候雜用銀拾五貫致拝
借
一川普請入用之竹木并樋木御林ヲ願請ル
一郷藏建替并修復之節者、年々支配所江御年貢米出米預ヶ被預り置候ニ付、入目銀彼方ヲ請
取來候得共、近年御代官掛ニ相成候ニ付、藏払之節出米村方江御渡被成候ニ付、村方貫銀
普請ニ相成候、尤竹木者御願申上、御林より申請ル、人足者村中ヲ出候
一家野土橋(長拾弐間、幅弐間)懸替修復之節者、郷藏同前也
一馬込宿石橋、寛永三寅年御在勤御奉行
水野河内守様、庄屋高谷古右衛門相願掛ル、此方石橋同断中野石橋、延宝六午年御在勤御
奉行
岡野孫九郎様御在勤之節御願申上、掛庄屋高谷小右衛門之節也
一用心鉄炮拾八挺、是者鹿猪威之用意也、尤毎年於御代官所、鉄炮証文御取被成、江戸江被
差越、先年より
公儀江右証文差上来ル
一酒屋平野正三郎、馬場頭吉郎治、中野与次兵衛、三人町方酒林讓請、村酒屋江成、尤讓受
候節者、御奉行ニ庄屋召連罷出ル、於御白砂御免被仰付、御番所ニ引取、左之通名札認、

御玄関江御礼申上、尤庄屋ハ御玄関江上ル、酒屋者御玄関前下座敷迄罷出ル格

名札認様

酒林受主

御 礼

何 某

庄屋

高谷何某

一前々方村中船拾三艘ニ而候処、舟数無數事欠候ニ付、高谷源次右衛門延享元子年、御代官所江相願、夫方御奉所江被仰上、船株七艘御免被成候、其節御在勤御奉行松浪備前守様也、合テ式拾艘ニ成ル、尤三枚帆拾九艘、式枚帆壱艘也

但シ、此内三枚帆壱艘、延享三寅年八月平野宅平次・同彦兵衛乗組候而、阿蘭陀舟ニ抜荷いたし、御舟頭清水太右衛門召捕候節、右舟株共ニ御取上ニ成ル、尤舟主宅平次父三平也、残而村中船拾九艘ニ成ル

一夫食麦百俵

右之麦、延宝八申年御奉行牛込忠左衛門様御在勤之節、百姓中式百俵奉願候処、百俵押借被仰付候、拾俵ニ付壱俵宛之利麦相加江返上納致、其後度々右之俵数為種粒御借被成

一夫食元米拾三石七斗四升

右者正徳六未年四月押借被仰付、翌申年利米六升七合八勺相添致返上納候、其後不作之節者、度々押借相願御免被成

一町方并郷方之船ニ焼印御附被成候儀、元禄十四巳年六月ニ始ル、其節御在勤御奉行林土佐守様御時也、但今之角焼印也、其後丸焼印御附被成義、享保五子年二月ニ始ル、其節御在勤御奉行石河土佐守様之御時也

一当長崎御奉行附別ニ有

一慶長十巳年方浦上村長崎村外町、村山当安差請地ニ相成、其後末次平蔵殿請地三代、延宝四辰年改易被仰付、御奉行直御支配壱ヶ年、翌巳暮方

高木彦右衛門 高木彦右衛門 高木清右衛門

高木清右衛門 高島四郎兵衛 高木清右衛門

高島四郎兵衛 後藤庄左衛門 高島四郎兵衛

久松善兵衛 高島四郎兵衛 後藤惣左衛門

高木勘兵衛 高島作兵衛 高島作兵衛

福田十郎右衛門 薬師寺又三郎 高島作兵衛

福田六左衛門 薬師寺久左衛門

元文四未年三月十五日、高木作右衛門様御代官被蒙仰候、依之右高島作兵衛・薬師寺久左衛門役名替り、御地方添役与被仰出之、其後添役(薬師寺久左衛門・久松善兵衛・薬師寺久左衛門・高木源藏・高木源藏・福田七太夫)、其後助役後藤惣左衛門江被仰付候得共、一両年過郷方離ル

元文四未三月十五日より

一当御支配高木作右衛門様(宝暦十辰八月十二日御死去)

一翌宝暦十一巳年正月三日御宿継到来、御嫡子高木菊次郎様御役儀被蒙仰、翌四日三庄家上下ニ而、白木御樽肴差上罷出し処、於御広間御逢被成、御吸物御盃被下、散使者御台所ニ而御酒出ル

一長崎御料高三千四百三拾五石三升

内

田畠高八百三拾四石六升六合 長崎外町

残高弐千六百石六斗六升四合 長崎浦上

内

田畠高千六拾四石一斗三升四合 長崎村

此内田高六百四拾弐石弐斗六升九合、残畠

田畠高千八拾七石九斗六升 山里村

此内田高千弐拾一石八斗四升八合九勺

田畠高四百四拾八石五斗七升 涌村

此内田高三百三石九斗四升

一長崎御奉行御上下之節者、前々方庄屋仲ヶ間三人共、峠迄御迎御見立ニ罷出、御見江致御
挨拶、被成御目附之節同前

一御奉行御上下之節、公役馬拾疋宛出ス、宰領ニ者村乙名弐人宛差出ス

一御船藏人夫三ヶ村割合ヲ以出、たとへハ百人之人足申来候節者、長崎より四拾人、山里より四拾人、湧より弐拾人出ス、湧小村たるにより、脇村之半分人足差出也

一御奉行鎧松三ヶ村割合を以出ス、尤大村領方松伐出ス、人足者村方より出ス、年々日記控帳ニ有之

一野母注進船小瀬戸注進船碇木縄藁、三ヶ村割合ヲ以出ス、尤其年之日記控帳ニ有之

一小瀬戸御番所道造人足三拾人、此方方毎年差出、宰領乙名壱人差出、尤先年者土生田御高札建、又者柵三ヶ村割合ヲ以人夫出ス、庄屋茂罷出居候

一諏方社御旅所黒木柴、前々方此方方出ス

一井関并田地破損之普請、村中方人足差出ス

一聖徳寺并圓福寺普請、村中方人足差出ス

一山王社祭礼諸物入、村中貫銀ニ而いたす

一御奉行御上下、自然御上使御下向公儀より出役之節、物入一細村方貫銀ニ而致

一聖徳寺并圓福寺米麦年ニ二季、村々ニ而貫立遣ス

一山留并庄屋元江相詰候使番人拾、村方方粗ニ而貫立出ス、尤使番間違候耶、又ハ手足不申候節者、村中より廻り番ニ而相詰、不時二人夫入用之節者、平野宿より人夫取遣ウ

一庄屋元江從村中為歳暮之祝儀、薪弐百荷貫代として銀三拾七匁遣ス

一毎年庄屋元江作方加勢として、百姓屋鋪壱ヶ所ニ付三人宛、并名子水飲者一人宛之人夫差出ス

一散使方江百姓名子水飲共ニ一人宛加勢罷出

一筆者給銀之儀、村中貫銀ニ而遣

一御奉行所御代官所、両年寄八朔多葉粉村中方貫銀ニ而致ス、年始歳暮入目村方方貫銀ニ而致ス

一河普請之節出役賄之儀、村中貰銀ニ而致ス
一年中筆紙墨諸道具入用不足之節ハ、村方ニ貰銀ニ而致

御代官所、次二年寄添役衆江年始
塩鮒 六方樽

△
同所江歲暮 、
塩鯛 薪 蔴

一先年者御奉行江、式日之御礼相勤候得共、遠方故刻限ニ間違候儀度々有之、御礼御免被仰付共、尤八朔者于今相勤申候

一御年貢米取立、斗升三斗三升入相納候得共、近年均三斗弐升六合廻ニ而、郷藏拵之節、弐升六合之浮米、從公儀御返被成

一淨土宗天王山聖徳寺開山專譽和尚、寛永三寅年入院、当村惣且那寺故相願除地ニ被仰付、境内(長五拾間、横三拾間)、本堂(八間半、七間)、廊下(一間、四間)、庫裏(四間、九間)、鐘樓(九尺四方)、境内千五百坪、台所者村中ニ茅ふきニ、百姓家同前ニ造申也

△
一真言宗白岩山圓福寺本尊山王大權現開山龍宣法印、(ママ 寛永の誤か) 寛文十五寅年、但延命寺掛持、当村氏神故相願除地ニ被仰付、境内(長百三拾間、横三拾間)、坪数三千九百坪、本社(二間、二間半)、拝殿(三間、二間半)、鐘樓地形(一間半、一間)、客殿(四間、三間半)、廊下(二間、一間二尺)、觀音堂(二間、二間)、庫裏(四間、三間)

△
一先年者唐船入津いたし、町宿いたし居候を、元禄二巳年より唐人屋舗御拵被成、唐人かこいに住居致し候

一元禄年中、当村田地免四ツ弐歩五厘ニ極、其後享保年中段々不作ニ而不同、三ツ四分八厘九毛七四ニ極、其後当御代官ニ相成、三ツ六分九厘ニ定、其後又寛延二巳年御勘定御奉行松浦河内守様、長崎御奉行兼役被成、御下向ニ付、御勘定組頭中山平左衛門様、其外御勘定衆御下り被成、又々御吟味つゝり、二歩御上被成、三ツ八分九厘被成

一長崎町年寄以前者四人也、内町外町之別有之、内町者年寄支配、外町者定行司支配ニ而有之候を、元禄年中ニ内町外町平等ニ相成、定行司を年寄ニ加江、夫ニ六人ニ成、尤新入年寄久松善兵衛、福田伝次兵衛

一元禄十一年寅四月、長崎大火事致出来、其節唐人荷物、浦五島町人之藏江入居候を焼失ス、夫ニ只今之新地築立藏立候

一元禄十二年卯四月、御上使御下向、萩原近江守様・林藤五郎様、御両人御下向、森田吉兵衛・高谷小左衛門・志賀新吉、途中迄御迎ニ罷出、御目見江いたし候、其後御宿江御召被成、村明細帳御取被成

一元禄十六年未四月、御上使御下向御通筋、国々御大名衆御物入不大形、犬大切ニいたし

候様被仰渡、尤大をころし候もの於有之者、合手ニ御取被成よし被仰渡、御上使役御四人

若御年寄 稲垣対馬守様

御勘定頭 萩原近江守様

御大目附 安藤筑後守様

御目附 石尾織部様

右対馬守様西御屋鋪江御入被成候、近江守様并筑後守様、織部様面々様者、酒屋町人之家江御入被成候、森田吉兵衛・高谷小左衛門・志賀新吉罷出、御目見江いたし候

一宝永五年子十一月、松平薩摩中将様より異人被召捕、当地江被送候、薩摩やくの島江隠レ居候とも申、又異国より島迄つれ來捨置候とも申風聞有之、何レなんはん人之様ニ風聞有之、姿は阿蘭陀ニ似たるものに候、惣而右之異人江戸江御召被遊、入牢被仰付候

一宝永五子正月十五日、三ヶ庄村屋立山御屋鋪江御召被成、三庄屋先祖書御取被成、御奉行永井讚岐守様御逢被成、数代無別条相勤候儀、悦敷被思召上、格式宜被仰付、御用向於広間、已後被仰付趣被仰渡、御紋付御上下并銀廿枚宛拝領被仰付、尤高谷小左衛門儀、百年余相続仕候儀、猶以満悦ニ被仰、重而ちりめん御紋付御羽織拝領、三ヶ庄村屋御勝手御出入御免被仰付

一宝永五子年、船番町使役三拾人増被仰付

一同年町散使ニ刀御免被成候

一同年長崎御仕置替り、唐船商壳御買上被成増上り候、惣而瀬崎・稻佐・梅ヶ崎・新地・築町・五島町、何レも海辺江番所六ヶ所建、船番町使相勤、尤唐人屋鋪之前柵出来、抜荷物御吟味被成、御仕置有之

一孔子堂儒者已然者立山江有之候を、宝永八卯年錢屋河江御直被成候

一正徳五未年御上使御下向

仙石丹波守様

石河三右衛門様

右之外御勘定組頭并平御勘定衆御徒目附御下向、桜馬場勘定屋鋪ニ而御吟味有之、御在勤御奉行久松備後守様・大岡備前守様、御両所之内備後守様御帰府、石河三右衛門様為御目附御滞留被成候、三ヶ村茂御吟味有之罷出候

一仙石丹波守様御帰府之上、船番町使年老之者、御役所附役として被仰付、御屋鋪内番所相勤、新船番町使御増被成候、尤何レ茂拾人宛

一石河三右衛門様半年程御在勤被成、御帰府被成候、同年岩原村百姓屋鋪御買上被成、御目附屋敷御建被成候

一宝永三戌六月十日、無凡山金毘羅三所權現勧請有之、麓ニ屋鋪分切畠求候、中野岡三右衛門より一反五畝、中野次郎右衛門より一反五畝、道法立山口より式拾壹丁

一正徳五未三月、惣百姓中立山御屋敷江直訴致候得共、不相叶訳ハ米成畠を地子成ニ、又式升五合之升之過米御免被成候様奉願候也

一正徳六申年、百姓持高之田畠高割いたし、只今之大中小之屋鋪組合拵、以前者山留役馬込宿乙名より兼役致候得共相改、新ニ山留役拵ル

一同年国々御料御巡見御上使、三月ニ長崎江御着、斎木彦内様・鈴木忠左衛門様・神谷清太夫様、御三人御下向被成候、其節高谷小左衛門方江御入被成、諸村用普請場等御尋被成候、

小左衛門宅於座鋪返答申上候者、井関御普請之御吟味、岡井手渕村之井手御見分之上、不宜候ニ付、向後入念候様被仰渡奉畏候、併只今迄太米壱升宛、先年方人足壱人宛被下置來候、以後壱升宛被下置候ハヽ、猶又入念可申よし申上候処、以之外御腹立ニ而、五合之扶持米御取上被成、普請所百石高ニ百人ニ余候節者御米相願、少々之人夫ニ者不被下置段被仰渡

一享保式酉年、大村領大井手抜閑被成、但長サ式拾七間、銀高式貫八百目四分六厘入用、是ヲ御料大村領式割壱貫四百目式分三厘宛出銀有之、此外人足千人余式割、委細之願地方年寄衆江申入相濟候、其年之村用控帳ニ有之

一享保元申年分五厘加免米と申候而、高壱石ニ五合宛掛物御取被成候、翌年より御免被仰付相止

一享保元申十二月方、三ヶ村散使乙名筆者江御助成米として、永々被仰付旨被仰渡、依之高谷小左衛門并両村庄屋立山御役所江御礼相勤、但散使五俵宛、乙名筆者三俵宛也

一前々者三庄屋江御銀三貫宛被下置來候処、近年相止、享保元申年、従 御奉行所三庄屋御召被成、已來壱貫目宛永々被下置旨被仰渡、御玄関江御礼相勤、尤高谷小左衛門不快ニ付、憚高谷孫市罷出ル

一享保式酉年六月、国々御巡見上使三頭、但妻木平四郎様・大島采女様・小倉忠右衛門様御出向、尤三庄屋森田三郎兵衛・高谷小左衛門・志賀新吉罷出、御目見江致、町方江御滞留之内、本御上使妻木平四郎様御家老山田利左衛門殿、森田三郎兵衛方江被參、三ヶ村之様子被相尋候ニ付、明細書相認差出

一本紺屋町町人小柳五郎左衛門、平野宿江引越酒造候処、町方酒林享保式酉九月相願、村方江讓請、尤於御奉行所被仰渡、依之此酒林年寄支配除キ、庄屋高谷小左衛門支配ニ被仰付

一享保式酉年十一月廿六日申之刻、当村圓福寺座鋪庫裏焼失、其節之住持深海

一享保三戌年、立山御役所御建替被成、尤村方人足御雇被成、賃錢被下置

一享保四亥年、田畠損毛五拾年以来無之不作と沙汰致候、其節山里村五百廿九石余之損毛有之、五月雨永々降、其後夏中雨繁く、其上大風三度吹倒家倒木数百有之、御米拝借相願、左之通被下置返納無之

肥後米

一御米百式拾五俵 長崎村

此石高四拾三石九斗

一御米式百式拾五俵 山里村

此石高七拾八石八斗

一御米百四拾九俵 渕村

此石高五拾式石式斗

↖

一享保四亥年十二月、貧家御救米之外、薄衣之錢被下置、尤永々毎年其後被下

一同年瀬崎御米藏支配、高島作兵衛江被仰付藏出来ル、其節御藏役人出来

一享保五子年、唐津之領主土井大炊頭様并当所御奉行日下部丹波守様、御両殿ニ而長崎市中郷中御巡見被成候、尤浦上村者大村領番所迄、但高谷孫市方江御入被成、大炊頭様方金子

五百疋被下候、丹波守様より式百疋被下、其節取繕候代へとて銀壱貫目被下
一同年天草并七ヶ村、松平主殿頭様御預り地ニ成、夫より御城米瀬崎御藏ニ入、御地方懸り年
寄支配ニ成、今之南瀬崎御藏、右より天草御藏也
一享保六丑十二月、被仰出候者、享保式酉年より同六丑年迄、五ヶ年御取箇平均ニ而、定免ニ
上納仕可申候、尤隣国大変茂有之節者、御検見相願申候様被仰付
一享保七寅年、岡井手下岡田砂築候ニ付、拝借奉願候処、御米拾五俵被下置、尤返上なく当
庄屋高谷孫市
一享保七寅年、御年貢米之内より、百姓相応ニ拝借仕、翌年銀納被仰付候得共、翌卯年より御
成不被成候
一享保八卯年、馬込宿彦兵衛屋鋪内ニ、天満宮建立、施主西中町陣吉郎右衛門、内々年番後
藤惣左衛門方江、庄屋高谷孫市相伺相済、表向披露なし
一享保九辰年より御年貢米、商人入札ニ而御払被成候、七月延之銀納被仰付、庄屋高谷孫市江
式百俵、散使兩人江六拾俵除被仰付
一同年御年貢之内太米、以前より糾ニ而納來候処、已来米拵候而相納候様被仰付

当村道法

一西坂口より馬込壱本松迄
 七丁四拾式間
一壱本松より山王御高札場迄
 六丁三間
一御高札場より中野石橋迄
 八丁式拾六間
一石橋より家野土橋迄
 三丁三拾八間
一土橋より大村領境目松迄
 八丁拾間
 メ三拾三丁五拾九間、但境目番所松木也
 附り、土橋より渕村境迄五丁四間、但渕村と境目者川分也、尤新田此方ニ土橋より大井手迄
 拾四丁三拾間、内七丁三拾間大村領

一西坂瀬崎御藏之上山開
 東西長五拾五間、南北長四拾間
一御舟藏土地間數長四拾間、横式拾七間
 坪数千八坪
一岡之松山白髪大明神深見玄泰老建立、是者江府江被召、御書方江御成被成候
一享保十年八月十四日、阿蘭陀馬五疋、浦上村筋江遠乗として乗ル、尤此方江来ル土産とし
て、白砂糖壱俵進物いたす、年番江伺受用いたす
一同年九月二十五日之夜九ツ時大地震、又十月五日夜、十二月十一日之夜九ツ時、以上三度、
 其外小地震止時なし、町方郷方家并岩崩稠敷致ス
一享保十巳年、無凡山吉祥院依頼、神宮寺と寺号御免願書奥印、庄屋高谷孫市、其節之

御奉行石河土佐守様

一享保十二末年三月、立山御屋鋪廻り之木、御伐被成、尤三庄屋江被仰付、大木八拾九本
一同年牛馬之飼草之儀ニ付、此方渕村出入ニなり、古來より渕山ニ而伐来候処、村役人右之年
より留申ニ付、此方百姓中書付差出し、年番高島作兵衛殿手代、此方江被差出申入ニ而、双方相濟委細之義、其年之控帳ニ有之

一享保十六亥十一月、坂本瓦焼皿茶碗焼申度旨、相願御免被成

一享保十七子年、田作閏五月より虫付、六月ニ至不残皆無ニ相成、当所者不及申、十七ヶ国
程之皆無と伝承候、昔古より無之損毛ニ而、諸国共ニ困窮不大形

一田作皆無ニ付、御上使柴村藤右衛門様、国々御巡見被成候、九月廿七日長崎御着被成、
宿袋町松田金兵衛方也、森田三郎兵衛・高谷繁五郎・河辺藤左衛門罷出、御逢被成候、尤田
方帳面差上御受取被成、翌廿八日天草御料ニ御越被成候

一右ニ付、百姓共以之外困窮及難儀ニ付、夫食米御願申上候得共、御奉行所より江戸御伺ニ成
由ニ而延引、十月御救免被成、一日男一人ニ式合宛、女老人老合宛、子十一月朔日より丑三
月廿九日迄五ヶ月之積ニ被仰出、月々ニ御米御渡被成候

人數千三百人(男六百八拾五人、女六百拾五人)

子年春改數式千五百三拾七人、内夫食百姓引残候分者、御救米被仰付候、尤薄衣銀として、
一人ニ六匁宛被下置、難有次第也、其節御奉行大森山城守様

一米相場壱石ニ付、銀百五六拾目致ス

一村中種糲高八拾壱石五斗七升九合四勺

此代銀四貫五百四拾壱匁八分六厘

但、壱升ニ付、五分五厘宛

右御渡被成方々より相調申候

一御米三百俵

是者、庄屋散使江押借被仰付候、庄屋一人六拾俵宛、散使一人三拾俵宛、但五斗入、其後
押領ニ相成、返上無之

一同年十一月、夫食米御渡被成候ニ付、百姓共請取申候哉、為御吟味御上使鈴木雲八郎様并
靄田条助様御越被成、御宿袋町松田金兵衛方也、庄屋帳面致持參、尤御逢被成候、二日御
滯留被成、大村江御越被成候

一同十八丑年春、村方困窮ニ付、岡井手下之河切戸大井手修復、百姓共取付得不申、人夫扶
持米之儀、御願申上候処、押借米ニ被仰付、當田作出来米ニ而、返上為仕候様被仰渡、左
之通御渡被成候

一御米拾三石壱斗八升

人夫千三百拾八人

但、老人壱升宛

一享保拾八丑年より五ヶ月年定免被仰付候、高ニ三ツ四分八厘九毛七糸余

一同年五月被仰出候者、村役人共段々出精相勤候儀、御上御満足被思召上、御米押領被仰
付候、尤庄屋老人御米拾俵宛、散使老人五俵宛、乙名筆者老人式俵宛、被下置候、尤天草
米五斗五升入、翌日上下ニ而御奉行所御礼相勤ル、尤散使乙名筆者者、此方迄礼相勤ル
一坂本飛瀬山下田開、矢島嘉平相願、享保十九寅年四月、棹入有之、年寄手代村役人立合相
濟、尤打手者里村乙名長右衛門

畝数壱丁六反七畝拾五歩

長百三拾四間 北長五拾間

南横三拾間 北横七間

北横式拾八間 南横式拾八間

中横四拾五間

一坂本新田、高木源藏、享保拾七年頃相済、翌十九寅年寄手代村役人立合、絵図出来、其後反改有之、

一享保式拾一辰年正月廿一日、御奉行所細井因幡守様御召被成、三ヶ庄村屋(庄屋森田三郎兵衛、代庄屋高谷十太郎、庄屋志賀松兵衛)罷出候処、御逢被成、庄屋中数代相勤候ニ付、格式宜被仰付、已後昼夜ニ不限出入仕候様被仰付、御盃之上御上下拝領被仰付、其後式日者勿論、平日御勝手出入、度々御前ニ被召出之

一御高札文体、高谷小右衛門書置候、年来記帳有之也

一寛保式年戊六月、大村領境目ニ印木被建候也

一延享元年子十月廿三日、田村阿波守様・松浪備前守様御立合ニ而、庄屋高谷源次右衛門成長ニ付、代庄屋高谷十太郎御役儀御免被成、元々御役被仰付置候ニ付、以来猶又入念相勤候様被仰渡候、源次右衛門并同役相揃、御両殿并高木作右衛門様江上下ニ而礼相勤

延享元年子十一月吉日写之、

高谷源次右衛門

重 範 (花押)

右子年以来、高谷源次右衛門自筆ニ而、為子々孫々之 公用者不及申に、愚意ともに日々年々ニ書遺置也、永々違失致へからず

第一

一子々孫々迄、御役儀ニ掛り、芥毛頭私欲致へからず

同

一ばくえきニ携申へからず

但、右ニ携候得者、子孫断絶之儀無疑

一只今迄持来候田畠、他人江譲申間鋪事

延享元子年十一月 高谷源次右衛門

永々相続之面々江

高谷源次右衛門一代御用私用抜書

一延享元子年、御代官所より新畠不残御改被成、壱反ニ付六匁宛御地子銀上納被仰付、当村ニ而壱貫目余相増候、但吉積新内、竿打被申候

一延享式年、田方御図帳写し差出候様、御代官所より被仰付差出ス、尤三ヶ所同断

一村方船株、前々より拾三艘ニ而候処、延享式丑正月、高谷源次右衛門新ニ相願、七艘御免、都合式拾艘ニ成ス

一延享三寅年、御料巡見上使就御下向、山里并合冊之明細帳三冊、山里明細帳三冊、村勘定帳三冊、長崎村・浦上村合冊之高訳帳三冊、村絵図三枚、御壱人宛壱枚一冊宛差出ス
一上使大井十左衛門様上下八人、内侍三人、御朱印御手馬三疋

但、具足箱并合羽箱一つ、長持一つ駕籠一乘懸壱疋遣
一同近藤与左衛門様、右御供廻御道具同断

一御徒士目附伴勘七郎様上下六人、内侍式人、諸道具同断

右五月十二日九ツ半時、峠江御着、森田三郎兵衛・高谷源次右衛門・志賀松兵衛・森田伴左衛門・散使中、羽織袴二而出向、於峠御對面中、右之諸帳面御取被成候、尤三庄屋并見習伴左衛門、独宛御呼御逢被成候、近藤与左衛門様、森田三郎兵衛方江御入、大井十左衛門様者春徳寺二御入、伴勘七郎様者福済寺庵三御入、夜ニ入森田三郎兵衛方江御三人共御打寄被成、三庄屋同間御呼被成、御尋事在之、翌十三日茂御滯留、翌十四日当村御巡見、高谷源次右衛門為迎西坂口迄罷出、御乗物二附添居候、然処孕坂ニ而百姓共直訴状差出、持手中野郷上原ノ惣右衛門、御取上者有之候、乍然其已後為何儀茂無之、無ニ成ル、尤長崎村同断、其後源次右衛門宅江御入、古今無類之上、首尾扱々安心、惣而済江御入、直ニ御帰、西坂口ニ而御暇乞、御懇意御挨拶被成候、始終羽織袴二而相勤ル、御上使御意ニ三庄屋纔たりとも、上田高十石余拝領ハ結構之格之由被仰、七ヶ村庄屋峠ニ而致面談候処、羽織もゝ引きやはんニ而候、七ヶ村庄屋中ハ、高拝領無之、殊外表向軽、右之通故残念かり候由伝承

一家野土橋前々ろ、家野中貫銀ヲ以仕来候処、色々高谷源次右衛門一存ニ而相願、延享式丑年修覆料銀三百三拾五匁願請相渡、散使彦左衛門宰領ニ而修覆成就、已後定格ニ相成可申、尤家野百姓中江之隠徳也

但、先格者拝借銀、家野郷中ろ相願、被下切ニ相成節茂有之候得共、返上納申来候処、右之定格ニ相成

一從先年村方乙名中江御手代衆ろ挨拶、殊之外巣末ニ既ニ其身召使同前之取合ニ候処、高谷源次右衛門色々働、挨拶等茂少宜相成ル

一惣散使中苗字公辺江書上候儀、前々ろ相成不申処、是又高谷源次右衛門働を以御免在之、右不残仲ケ間江不談、老人之働を以如此也

一延享三寅年六月、国廻御巡見上使徳永平兵衛様・夏目藤右衛門様・小笠原内匠様・時津御通ニ而長崎江御着、森田三郎兵衛・高谷源次右衛門・志賀松兵衛・麻上下ニ而城之腰迄御迎ニ罷出候、其翌日御旅宿酒屋町大鹿太左衛門方江、三庄屋御召被成、村用并御代官之御様子并手代中、我何ん等ハ無之哉と御尋被成、村用ハ明細帳差出ス、首尾能相済、但羽織袴ニ而罷出、但大波戸ろ御出舟、三庄屋大波戸迄御送申、尤上下着

一御料廻御巡見上使之節、人夫出方ニ付、済ろ訴状ヲ以当村ヲ相手ニ、公事ヲ御代官所江申出、委細者其年之目録ニ写有之

一寛延式巳四月、平野宿半分焼失、拙者働を以格も無之儀ニ、家一軒銀式百目宛四貫四百目拝借相願、十ヶ年賦ニして御取替被仰付候

一宝曆元未年、松浦河内守様・菅沼下野守様、御立会之節、庄屋格式宜被仰出、先年内町外町者定行司支配ニ候、其節之定行司格ニ被仰付、年始五節句御礼相勤候様被仰付、尤御礼者町役人不残相勤候上、新タニ独礼之御目見江被仰付候也、但、森田伴左衛門・高谷源次右衛門兩人内談ヲ以、御代官所江御願申上、高木作右衛門様御執成ニ而、右之通被仰付、

志賀松兵衛江者森田・高谷進メ、印形致させ候迄ニ而、同前ニ相成、始終熟談者高谷・森田兩人之働く

一同二申年、大井手普請公儀より大村領と二ツ割、壱ツ銀九百目余願請、村中物入無之、高谷源次右衛門働くを以相済、先格無之也

但、其以後定格ニ相成、度々被下置候、先年者拝借ニ而、其後被下切ニ相成候も在之、不定候処、右之通ニ格極ル

一同三酉年、馬込宿善次郎・里郷久太郎・平野宿圓右衛門江、坂本花見坂峠より御林際坪坂之上迄、数十石蒔之畠願受遣、是子孫之隠徳也

一宝暦四戌年二月、高木作右衛門様御参府、其節村方戌年より未年迄、拾ヶ年均定免、田方三ツ八分九厘、於江府御願受被成、三庄屋より御請証文差出ス

附、御代官様御立御迎共ニ、三庄屋上下着峠迄罷出ル、尤散使ハ上下乙名ハ羽織袴ニ而罷出ル、尤森田伴左衛門御立之節、病氣故不罷出、御下之節ハ病死忌中故、長崎村より不罷出候、御帰郷之上為御土産、絹之御帶地三庄屋江被下、其外村役人中江ハ何茂不被下一宝暦五亥四月、御奉行坪内駿河守様、時津御巡見之御帰ニ、高谷源次右衛門宅江御入被成、御熨斗御茶差上、金子拝領被仰付、翌日上下ニ而御礼相勤、年行司部屋江參御玄関江罷出ル

一三庄屋格式宜被仰出候、以後白魚掛り前之節、初捕之魚御奉行所江、高谷源次右衛門持參差上ル格ニ成

一早稻御奉行所江、庄屋致持參差上候格ニ成

一宝暦六年子二月、御奉行菅沼下野守様、聖徳寺脇海辺御巡見被遊、新田御開懸被成候、其後三月ニ茂御巡見被遊候、高谷源次右衛門罷出、御目見江度々致ス、尤開所支配福田十郎右衛門殿、柵懸乙名西上町三浦惣次平、麹屋町乙名吉野利左衛門、潟懸乙名大村町乙名清田安次郎、酒屋町乙名小西太曾右衛門也、最初御代官所より御積出被成候得共、いかなる事ニ哉、福田十郎右衛門殿支配ニ而候

一同年九月、右御開所成就ニ付、御奉行所より御檢使御用人松本弥右衛門殿、御給人島村忠蔵殿、御出被成、右之場御代官様江御渡被成候、御代官様御出被成候、福田十郎右衛門殿も被出候、拙者罷出馬込浦ニ而御暇申候、其後右之場所を、長崎村夫婦川郷乙名善左衛門、此方里郷三左衛門・平野宿長右衛門・彦兵衛・惣次右衛門江、受持被仰付候得共、仕立不相成返上、樋島町上田嘉左衛門より御物入銀弐拾貫目余差上、同人受持ニ被仰付、但名前ハ梓上田喜代八也

一同年村方困窮ニ付、拙者より仲ケ間中江相談、百姓中江拝領米奉願候処、四月ニ相済、三ヶ所ニ御米弐百石被仰付候内、八十石此方江御貸被成候、尤翌丑暮より三ヶ年賦ニ上納仕候様被仰付候、拙者大ニ相勧願相済

一家野郷散使彦左衛門・乙名孫六江、此方田地右彦左衛門父安左衛門・孫六祖父仁左衛門之節より、拙者祖父高谷小左衛門より預ケ置候、尤年貢米右之者より差出し、此方江初穂米として、米六俵宛年々相納候、是者此方役附之田地ニ候得共、家野郷ハ右安左衛門・仁左衛門兩人ニ而能取計、内々者庄屋世話存しニ、村中納り居申候

右ニ付而者、右兩人役用繁在之、兩人身姓取続ニ難儀之様子故、小左衛門より散使乙名江為合力と預ケ置候、尤此方入用之節者、何時茂引取申筈也、小左衛門一代貸置候筈ニ候得共、高谷孫市代ニ茂散使安左衛門・乙名孫八歎申ニ付、前々通預置也、拙者代ニ者取返可

申処、幼少之節安左衛門一両年之内、世話ニ相成候ニ付、今暫者彦左衛門・孫六江預ケ置可然と、代庄屋相勤居候十太郎拙者江申ニ付、其併差置也、此段為念老人之儀故、散使隠居甚十郎江尋候処、右之意味ニ相違無御座候と申、殊ニ田地主古新之御図帳共ニ、庄屋之名前也、尤十太郎申継置候者、此方入用又者彦左衛門・孫六、其恩ヲ亡レ我物之様ニ心得違之様子共在之候ハヽ、早々取上候様申置候、右之趣ニ付、安左衛門以来為恩報一ヶ年ニ両度宛、此方家内不残振舞いたし來候ニ付、案内申来次第参也、此外之村役人者、右之趣無之ニ付、小ウ身ヲいとひ振舞等者断申不參様、小左衛門申継之由、十太郎拙者江申継、子孫左様ニ可相心得候

但、彦左衛門・孫六へ此方ヲ右合力、凡六七人扶持分ハ何角ニ積在之由、尤彦左衛門江渡し置候内、小頭江も内々少分ケ為作候由也、此由来古ル年代書抜ニも在之候、彦左衛門并孫六了簡違之儀も難計、宝曆元未十月ニ申達置候、決而心得違ハ不仕由申候

一右聖徳寺下御開所、同年冬塙抜ケ、拾四間打切レ、数間底洗ほけ申候ニ付、作人共自普請難相成御座候ニ付、公儀御普請奉願候得共、御叶不被下故、不得止事を場所差上候処、公儀御普請被仰付、元々方高谷源次右衛門江被仰付、才判人散使彦左衛門・同甚五右衛門・乙名好助・同善右衛門江被仰付、宝曆七年丑二月十六日ヲ取懸ル、尤聖徳寺脇ノ石を切抜塙ニ被仰付、古塙切レ戸ハ堰留申候、両方共ニ四月五日成就、御代官様御出被成候、拙者土肥迄罷出、其処ニ而御暇申候、右ニ付左之御褒美被仰付候

一御銀七枚高谷源次右衛門江、同三枚散使彦右衛門并同断甚五右衛門、同壹枚乙名好助并同断善右衛門江、尤乙名二者御普請中一日ニ壹匁四分宛之弁当料、日々被下置候ニ付、高少分也、外ニ日雇遣諸積り人彦兵衛・惣次右衛門江、錢十貫文宛被下候

一其後御開所桟島町上田喜代八ヲ、御公儀江銀差上、受持被仰付候

一宝曆七丑年、家野土橋就大破、懸ケ替相願三月ニ御免、拙者ヲ見計候様被仰付、御銀者会所ヲ御渡し、材木者御林ヲ被下置、結構出来候、拙者御褒美之御挨拶被仰下、御達申儀有之候間、今四ツ時蔵屋敷江御出可有之候、以上

九月十九日

尚以昨日御掛合可致処、延引致候間、書中達進次第、御念御出可有之候、此段申述候右ニ付、早速蔵屋敷江上下ニ而罷出候処、聞役席大村御用人佐々木四郎五郎・渡辺太郎太夫・聞役田島要左衛門立会ニ而、以来式人扶持被下候由、筆頭四郎五郎ヲ挨拶有之候、難有旨答引取、右者全西村庄屋曾左衛門別而懇意ニいたし、此方家筋年来御出入之様子相弁、上向江申立、右之扶持米被下候様相済候、尤永代之事故、乍輕少無能略、子々孫々迄忘却致間敷事